

小牧市いじめ防止基本方針



キミと一緒に、育っていきたい。
Komaki

平成27年7月

小牧市

(改定 平成30年1月15日)

目 次

はじめに	2
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
2 いじめの定義	3
3 関係者の責務	3
(1) いじめの未然防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめに対する対応	4
4 小牧市としての取組	5
(1) 小牧市いじめ問題対策連絡協議会	5
(2) 小牧市いじめ問題対策委員会	5
(3) 教職員の資質の向上	5
(4) 広報・啓発活動	6
(5) インターネット上のいじめへの対応	6
5 学校としての取組	6
6 重大事態への対処	6
(1) 学校及び教育委員会の対応	6
(2) 市長による調査と対応	7
【参考】	
重大事態発生時の対応を中心とした組織的な体制	8
いじめ防止対策推進法（抜粋）	9

【用語の定義】

○学校

ここでいう学校とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校をいう。

○保護者

ここでいう保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がないときは、未成年後見人）をいう。

はじめに

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝です。いつの時代も、子どもが健やかに成長していくことは社会全体の願いであり、豊かな未来の創造に向けて最も大切なことです。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、子どもの人権に関わる重大な問題です。小牧市においては、いじめは、どの学校でもどの子どもにも起こりうる問題であり、どんな小さないじめも見逃さないという共通認識のもと、学校では日頃から児童生徒の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、いじめ問題の克服に向けて取り組んできました。

こうした中、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、平成26年9月に「愛知県いじめ防止基本方針」が示されました。

小牧市においても、法第12条の規定に基づき、これまでの取組の積み重ねを踏まえて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針と小牧市としての取組（以下「小牧市いじめ防止基本方針」という。）を策定しました。今後は、この基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に一層努めます。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こりうる問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうることから、すべての児童生徒に関わる問題です。

小牧市のすべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する対応」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切です。

小牧市では、学校、小牧市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよ

う、努めます。

2 いじめの定義

小牧市いじめ防止基本方針では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係^{※1}にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響^{※2}を与える行為（インターネット上で行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）とします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用し、組織的に判断することが求められています。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要です。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指します。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 関係者の責務

小牧市では、子どものいじめの防止等に関わるすべての関係者が、連携して取組の充実を図ります。

（1）いじめの未然防止

- 教育委員会は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、

いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。

- 学校は、児童生徒が教職員や友人と信頼できる関係の中で、いじめのない学校づくりを目指します。また、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒同士の人間関係をつくる力やコミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。
- 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心や規範意識の醸成等に努めることが求められます。
- 地域社会には、学校、家庭と連携し、社会全体で子どもたちを見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子どもたちのさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援していくことが望まれます。

(2) いじめの早期発見

- 教育委員会は、県から配置されているスクールカウンセラーに加え、心理や福祉の専門家である学校カウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣したり、学校に心の教室相談員を配置したりして、児童生徒が悩みを相談しやすい環境の充実を図ります。
- 学校は、研修等の充実を図り、すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。また、教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。
- 保護者は、子どもがいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気づいた場合は、子どもをいじめから守るための、あるいは子どもにいじめをさせないための適切な対応を、学校、関係機関等と連携して行うことが求められます。

(3) いじめに対する対応

- 教育委員会は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切な対応が講じられるよう支援します。
- 学校は、教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織において当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応します。また、学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに

に、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめ被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。

- 保護者は、教育委員会や学校が講ずるいじめの防止等の取組について、必要な協力をを行うことが求められます。

4 小牧市としての取組

小牧市では、小牧市いじめ防止基本方針に基づき、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめの防止等の対策を総合的に推進します。

(1) 小牧市いじめ問題対策連絡協議会

- 教育委員会は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関の連携強化を図るため、学校、教育委員会、小牧警察署、市少年センター、市適応指導教室、春日井児童相談センター、春日井保健所、市こども政策課家庭児童相談員、臨床心理士や社会福祉士等を構成員とする「小牧市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。
- 連絡協議会は、各機関のいじめ問題の防止策や取組状況を踏まえ、機関相互が連携をして本市のいじめの防止対策の充実を図ります。

(2) 小牧市いじめ問題対策委員会

- 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として「小牧市いじめ問題対策委員会」（以下「対策委員会」という。）を設置します。
- 対策委員会は、^{※3}教育委員会が法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査を行う場合には、当該調査を担当する機関とし、法律、医療、教育、心理や福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者であって、当該調査事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者等で構成し、公平性・中立性を確保します。

※3 「重大事態」（法第28条第1項）とは、①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときを指します。

(3) 教職員の資質の向上

- 教育委員会は、いじめの防止等のための対策やいじめに対する対応が教職員によって適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

(4) 広報・啓発活動

- 教育委員会は、どんな小さないじめも見逃さないという観点から、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行います。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- 教育委員会は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、学校の教育活動において、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育の充実に努めます。

5 学校としての取組

学校はあらゆる教育活動を通して、すべての児童生徒が安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。

- 学校は、いじめはどの児童生徒にも起こりうる問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」(法第13条)に基づき、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な対応等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ります。

6 重大事態への対処

(1) 学校及び教育委員会の対応

- 重大事態が生じた場合は、学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告します。
- 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断します。
- 学校が主体として調査を行う場合、学校いじめ対策組織を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、学校の調査及び対応を指導・助言します。
- 教育委員会が主体として調査を行う場合、対策委員会が調査を行います。

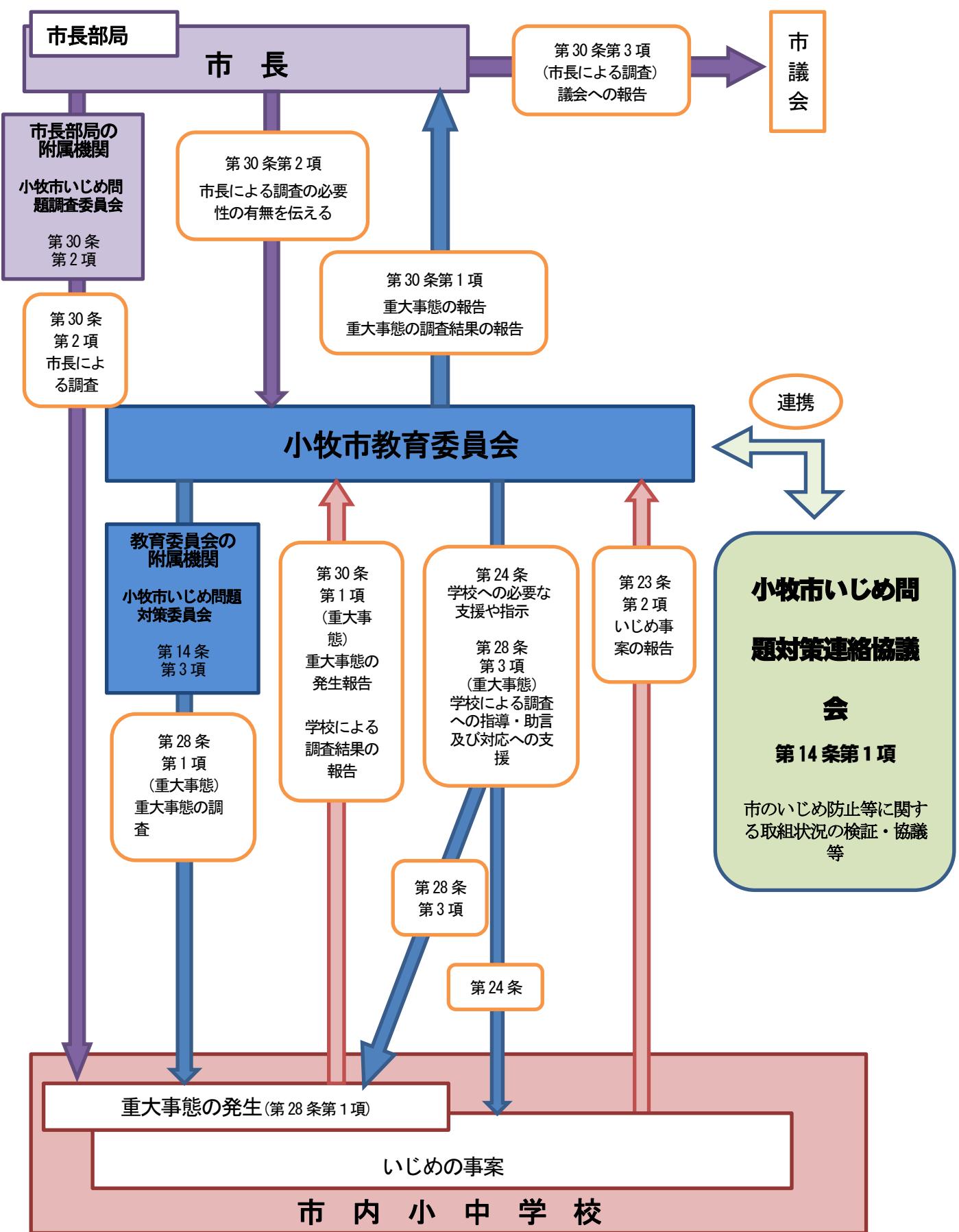
- この調査は、事実関係を明確にするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及や他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。
- 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行います。
- 学校が調査を行った場合、調査の結果について、学校は教育委員会へ報告します。教育委員会は、学校から受けた調査の結果を市長へ報告します。
- 教育委員会が調査を行った場合、調査の結果について、教育委員会は市長へ報告します。
- 教育委員会は、調査の結果を踏まえ、指導主事等を当該学校に派遣するなど、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

(2) 市長による調査と対応

- 市長は、法第30条第1項の規定に基づき報告された重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うため、小牧市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置します。
- 調査委員会が調査を行った場合は、その調査の結果を議会に報告するとともに、必要な措置を講じます。

【重大事態発生時の対応を中心とした組織的な体制】

参考



いじめ防止対策推進法（抜粋）（平成25年9月28日施行）

◎ いじめ防止対策推進法

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）

第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）

第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）

第六章 雜則（第三十四条・第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一條 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認

を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあつたことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によつて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行つた児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行つた児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行つた児童等の保護者との間で争いが起きたことのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行つたときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

- 第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
 - 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。